

給与差押可能額 計算表

			(A)	(B)
① 給料等の月額				
② 国税徴収法第76条 第1項に定める差押禁止額	1号	給料等から差し引いている源泉所得税額		
	2号	給料等から差し引いている地方税額		
	3号	給料等から差し引いている社会保険料等の額		
	4号	滞納者を含む家族数に対する金額 (100,000円 + 45,000円 × 生計を一にする親族数)		
	5号	{ ① - (1号 + 2号 + 3号 + 4号の金額) } × 0.2 <u>※但し(4号の金額 × 2)の金額を限度とする。</u>		
	合計	1号 + 2号 + 3号 + 4号 + 5号の金額		
② 差押(可能)金額 (① - ②欄の合計金額)				

- * 4号 滞納者について100,000円と生計を一にする扶養親族1人につき45,000円を加算した金額。
- * ①給料等の月額は、千円未満の端数は切り捨てます。
- * ②差押禁止額の、1・2・3・5号は千円未満の端数は切り上げます。